

公開・非公開の別	【開催日】平成 30 年 5 月 9 日（水） 【時 間】9 時 30 分～ 12 時 00 分 【場 所】職員会館 2 階大会議室			
公開				
【名称】平成 30 年度第 1 回岸和田市指定管理者審査委員会				
【出席者】○は出席、■は欠席				
中川	山本（宏）	相川	池内	山本（政）
○	○	○	○	○
《所管課》建設部水とみどり課、生涯学習部スポーツ振興課				
《事務局》企画調整部：藤浪部長 企画課：上東課長、蓮井担当長、羽室担当員、濱口担当員				
【議題等】				
1. 岸和田市中央公園、岸和田市都市公園・児童遊園等及び岸和田市総合体育館、岸和田市立体育館並びに岸和田市立運動広場等指定管理者の審査基準について				
1. 岸和田市中央公園、岸和田市都市公園・児童遊園等及び岸和田市総合体育館、岸和田市立体育館並びに岸和田市立運動広場等指定管理者の審査基準について				
事務局からの事前説明				
「自動販売機の設置について」				
<p>これまで、指定管理者の自主事業として取扱いをしていたが、自動販売機の設置自体には指定管理者のノウハウが発揮される部分が少なく、市が主体となって設置するべきものとして議論を進めており、市が一括入札を実施し自動販売機設置事業者を選定することを検討している段階である。これまで、自動販売機で得た収入は指定管理者の収入となっていたが、今後は本市に帰属するものとなる。</p>				
「ネーミングライツ等の広告事業について」				
<p>指定管理者施設へ導入するにあたり、懸案事項が未だ整理できていないため、市で方針が固まり次第報告する。</p>				
「指定管理業務と自主事業の取扱いについて」				
<p>指定管理業務と自主事業の区別であるが、本市の指定管理者制度の運用指針においても明確な基準の記載がなかったことから、指針の改定も見据え、整理しているところである。視点としては、事業に係る経費を市及び指定管理者のどちらが負担するのか、という点に着目し、分類をしている。指定管理業務については、主に施設の管理部分の指定事業部分と主にソフト事業部分の企画事業に分類し、指定事業については、市が具体的に仕様を定めて指定管理者に行わせる業務という位置づけをしている。これらの業務は、施設の清掃、点検、使用許可等、仕様で具体的に定めるべき項目が分類され、市が仕様まで指定している業務になるので経費については全額指定管理料に積算する。企画事業については、具体的な方法や手法は指定管理者の企画提案に委ねる業務と位置づけをしている。指定管理者のノウハウを十分に活用するためには、主にソフト事業等については仕様を固めた発注ではなく達成してほしい性能、水準をあらかじめ仕様の中で示し、方法については指定管理者に任せる性能発注の形が望ましいと考えている。企画事業の経費については指定管理料及び事業収入で賄い、企画事業の収益については指定管理者に帰属するものとし</p>				

て取り扱う。自主事業については、施設の設置目的内の事業であるか設置目的外の事業であるかに着目し、分類をしている。設置目的内外を問わず、自主事業を実施する場合には市の許可が必要となるが、施設の設置目的外の事業を行う場合は別途、施設の目的外使用許可や行政財産の貸付契約を締結する必要がある。自主事業は、指定管理者が自らの責任と費用で実施するため、募集の段階でその実施を強制することはできないが、自主事業の提案があり、その提案者が指定管理者として指定された場合には、自主事業に関する評価も含めて指定を受けているため、事業の実施を担保させることができるものとする。

「中央公園の駐車場の取扱いについて」

当該施設については、底地部分が大阪府からの無償の借地であることから、これまでは指定管理者制度から除外して運営をしてきたが、平成 31 年度からの運営方法について、指定管理者制度の中で運用可能か現在協議を進めているところであるため、市で方針が固まり次第報告する。

所管課から当該施設の概要、審査基準について説明。

【質疑・意見概要】

◆各仕様書、募集要項について

委員：共通仕様書の「4 業務の基本方針」の「(3) 指定管理業務、自主事業等における経費の負担、及び収入の考え方について」、経費の負担及び収入の記載を分けたほうがいいのではないかと。

委員：プロスポーツ観戦は目的外使用になるのか。

所管課：条例の中の貸館事業になるため、目的内使用になる。

委員：条例に基づき、月曜日が休館になっているが、計画では全世代のスポーツ利用、子育て世代等のことを考えるのであれば月曜日が全館休館というのはおかしいのではないかと。その合理的な理由はあるか。施設管理者側に任せる方がいいのではないかと。

委員：各スポーツ施設の特性を活かした提案を求める仕様書になっていないのではないかと。

所管課：運動広場などの施設はその広さによって、できる種目やできない種目が限られている。地域の特性や実績を見て自主事業として提案していただきたいと考えている。

委員：施設によって地域性が強いものがあると思うが、仕様書で地域性を出してみてもどうか。

所管課：運動広場については管理をしながら地域の意見を聞きながらやっていってほしい。体育館については地域内外を問わず受け入れる施設であるため、地域性ということは特に意識して考えてはいない。

委員：今回追加になった市民体育館や運動広場についてもオーパスシステムを採用するのか。

所管課：現在も導入されているため、そのまま継続利用になる。

委員：総合体育館よりも市民体育館は古いと思うが、修繕費の積算が総合体育館よりも低い。なぜか。

所管課：日常管理運営していく中で、指定管理者には安全の担保と現状の機能の維持管理をお願いしたい。市民体育館については、現在市が直営管理している中で発生している修繕費を基礎として積算している。

委員：企画事業は、会計の観点からは自主事業に近いように感じる。事業終了後の報告書については、明確に区別されたものを提出してもらう必要がある。施設の管理等の固定的な

費用に関して指定管理料を積算するべきではないか。また仕様書で求めている以上の企画事業の提案があった場合は、指定管理料を上乗せすることはあるのか。

所管課：企画事業については、スポーツ推進計画を策定していく中で取り組んでいかなければならない事業として位置付けている。仕様書で求めている以上の提案があった場合については、予算の問題があるため自主事業で行っていただくことになるかと思う。

委員：共通仕様書の「2 管理運営の基本方針」の「(4) 協働」の中に連携・協力と書いているが具体的に何をするのか。

所管課：スポーツボランティアの協力、スポーツ講師の派遣等を想定している。

委員：スポーツ推進計画に「(6) スポーツ関係団体等との連携・協働」について記載があるが、行政と民間の役割分担が明確にされていないので、整理をして仕様書に反映させていただきたい。今のままでは団体側に過剰に責任を押し付ける危険がある。

委員：共通仕様書のアンケートの対象が狭い。基本方針の部分では利用者や市民を対象にしているが、モニタリングの部分では施設利用者を対象としている。意図して書き分けているのかもしれないが矛盾が生じている。障害者対象の教室は企画事業であるが、障害者のスポーツボランティアに関しては企画事業ではないのか。

所管課：スポーツボランティアの部分については、企画事業には含まない。

委員：社会体育事業として最低限しないといけないものを企画事業、それを超えて自己のリスク負担とするものが自主事業と認識している。計画等の規範に基づいて企画事業をもう少し整理した方がよいのではないか。

委員：中央公園管理業務仕様書について、プールは全部外部委託してもよいという認識でよいのか。

所管課：警備業法の基準を満たしていれば大丈夫である。

委員：減免の対象が多く感じられるが、共催や地域コミュニティの開催は年間でどれぐらいあるのか。

所管課：時間単位で言うと南公園では小体育館で 694 時間、会議室で 60 時間ほどである。

委員：減免の実績がどれほどあったのか明示しておかないと、事業者としては手を挙げづらいのではないか。

委員：みどりの基本計画に沿った自主事業はどのようなものがあるか。

所管課：公園の広場などを使ったスポーツ教室のようなものを想定している。

委員：募集要項の「9. 管理経費等に関する事項」に記載の修繕費は、50 万円以上の修繕に対する予算ということか。

所管課：指定管理者が実施する 50 万円未満の修繕に対する予算である。

委員：50 万円以上の設備の修繕はどれぐらいを見込んでいるのか。

所管課：プールで 500 万円、中央公園で 800 万円、その他で数百万、年間 1800 万円ぐらいを見込んでいる。

委員：売店の運営は自主事業として残すのか。

所管課：そうである。

委員：施設の老朽化が進んでいるのであれば受益者負担の観点からも使用料の見直しをしてみたいのではないか。

委員：共通仕様書にみどりの基本計画を業務の基本方針と謳っているが、内容をもう少し具体的に記載しないとイケないのではないか。

所管課：敢えて記載していなかったのが記載した方が良いのであれば明確に記載したいと思う。

委員：スポーツ施設にも同様のことが言えるが、計画と仕様書が別々のものを感じる。仕様書の中で、各企画事業が計画のどの部分に基づくものなのかももう少し明確に記載していかないとイケないのではないか。計画に記載していることについてはすべて企画事業に位置付けて、その分指定管理料を積算するという仕組みが本来ではないか。企画事業でカバーできていない部分を自主事業に委ねるのはいかなものか。

委員：自動販売機同様、植物等を一括委託するケースはないか。

所管課：公園の構成の中で樹木の選定も大事な部分であるため、市で一括委託するというケースは考えていない。

委員：自主事業については施設の設置目的外事業も提案できるはずだが、審査基準には計画推進に合った事業と記載があり自主事業の部分をもう少し整理されたい。

委員：募集要項の「3. 業務の範囲」の「8）指定管理者に付与する権限等」に「①施設の使用許可」と記載があるが、目的外使用許可の権限は市に留保されるので、その部分は記載しておいた方がよいのではないか。

委員：募集要項の「5. 公募スケジュール」の記載についてよくわからない。

所管課：訂正する。

◆審査基準について

委員：スポーツ施設のノウハウはあるが、公園施設のノウハウはないといったところはどのような評価をするのか。単純に足し算で評価してよいのか。例えば、各評価項目の中で一方が満点でもう一方が0点といった提案が出てくることもあるかもしれないが、足切りの基準を設ける必要はないか。

委員：アの「2 団体の経営モラル」とは何か。どこで判断するのか。アの「3. 人権研修等についての取り組みを考えているか」はウの「法令遵守」に入れるべきではないか。

事務局：指定管理者制度の運用指針の中の評価基準（例）の中でその項目があるため、施設所管課としては記載している。運用指針自体の見直しを検討しているため事務局と施設所管課で調整をする。

委員：構成員に暴力団員等がないかなどの明確な記載をした方がよいのではないか。

委員：ウの「2 職員の能力育成（資格取得）等の取り組みは図られているか」に記載の資格取得とはどういったことか。

所管課：国家資格などの資格はもちろん、それに同等するような実務経験があるかどうかといったことである。

委員：イの「14 公園施設とスポーツ施設の一括管理・運営等が提案されているか」の配点が20点とあるが、どのような提案をしたら20点がとれるのか。

所管課：今までは別々であったためできなかった、公園を使ってスポーツ的な教室をうまく運営できるような提案があればといった意図で作成した。

所管課：総合体育館と中央公園の一括管理で、ある一定の成果が確認できたことを踏まえ、今回の募集に際しても公園施設におけるスポーツ事業の実施や一括管理によるスケールメリ

ットを生み出す提案をいただければと考えている。

委員：審査の視点の書き方を「公園施設とスポーツ施設の一括管理を活かした新たな提案がなされているか」などに変えてはどうか。

委員：工の「緊急時対策」の審査の視点について、実際に何か起こった際の対応策についてのみが評価の対象となっているが、避難訓練等を行うなど、災害等が起こる前の準備に対する評価も必要なのではないか。

所管課：地域との防災訓練等は、工の「5 市民等との協働、環境問題への対応」の部分で評価することを想定していた。

委員：運動広場に関することはイの「体育館管理運営」の中で評価をすればよいのか。

所管課：体育館に限定した表現になっているため、スポーツ施設に改める。

委員：審査資料の中に付表 13 の記載がないため追記されたい。

委員：付表 9 に記載の「②管理運営に係る経費及び指定管理料の具体的な削減方策」「③広告収入事業について具体的な提案」と付表 10 に記載の「②前指定管理者との引継ぎ方法」「③当該施設の指定管理を希望する理由」については、審査基準には記載がない。審査基準の表現を修正した方がよいのではないか。

委員：以上、指摘があった部分を企画課と協議の上整理すること。

以上